

Care Plan 愛 運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社 ETERNITY が開設する Care Plan 愛（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従事者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護支援専門員等は、利用者の心身状況、その置かれている環境等に
応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたって援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう公正中立な立場でサービスを調整する。

3 事業の実施にあたっては、関係行政、地域の保健・医療・福祉のサービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- ① 名称 Care Plan 愛
- ② 所在地 東京都稲城市大丸 941-1 ナガヤ化学ビル 405 号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- ① 管理者 1 名 （主任介護支援専門員）
管理者は、事業所の従事者の管理、業務の管理等を一元的に行う。
- ② 介護支援専門員 1 名以上（常勤 1 名以上）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたり、必要な員数を配置する。
- ③ 事務職員 1 名
事務職員は、介護支援専門員の補助的業務及び必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- ① 営業日は月曜日から金曜日（但し 1 月 1 日～ 3 日までを除く）
- ② 営業時間は 9：00～17：00 までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 ①介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたって、利用者の自宅等

において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、懇切丁寧に理解しやすいよう説明を行う。

②介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接し出来る限り自立した日常生活を営む上で解決しなければならない課題の把握を行いその課題に基づき居宅サービス計画を作成する。

③介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成開始にあたり、当該地域における指定居宅サービス事業者に関するサービスの内容・利用料等の情報を適正に提供し、サービスの選択を求め、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業所等との連絡調整を行う。

利用者やその家族は、介護支援専門員が居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、下記の事項を介護支援専門員に求める事ができる旨の説明を行う。

- ・複数の事業所の紹介を求める
- ・当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求める

公正中立なケアマネジメントへの取り組みとして、前6か月間に作成した居宅サービス計画における訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合、また前6か月間に作成した居宅サービス計画における各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合の説明を行う。

④課題の分析については厚生労働省標準項目に準ずるアセスメントツールを使用する。

⑤介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を利用者の自宅等で開催し担当者から意見を求める。

⑥介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、月に1回(状態に変化が著しい場合を除く)利用者居宅を訪問することにより利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行う。

⑦利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。

⑧指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、上記①～⑦とし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。

⑨通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援等に要した交通費は、次の額を徴収する。

- ・市境を越えて片道おおむね1キロメートル以上の場合、1キロメートルにつき10円とする。
- ・前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払に同意する旨の文章に署名(記名捺印)を受ける。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、稲城市内全域とする。

(事故発生時の対応)

第8条 利用者に対し、サービス提供に際し事故が発生した場合は家族、市町村、関係医療機関等へ迅速に連絡を行うなど必要な措置を講じる。また、事故の状況や処置について記録し、賠償すべき事故の場合に損害賠償を速やかに行う。

(秘密保持)

第9条 介護支援専門員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を厳守する。または当該職員でなくなった後も、業務上知り得た利用者又はその家族の時密を厳守する。

(苦情等への対応)

第10条 提供した居宅介護支援サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応する窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置等利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じる。

(自然災害及び感染症への取り組み)

第11条 災害や感染症等が生じた場合においても必要なサービスの提供を継続的に実施するため、平時より発動動作の確立、対応体制の整備、地域との連携、研修、訓練等行い災害、感染症等への対応策強化に努める。

(虐待防止への取り組み)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - ② 虐待防止のための指針の整備
 - ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービスの提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を環に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束防止への取り組み)

第13条 事業所は、事業の提供にあたって、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。やむを得ず前項の身体的拘束

等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載する。

(ハラスメント対策への取り組み)

第14条 事業所は、適切なハラスメント対策を強化する観点から男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策を講じる。

第15条 事業所は、利用者からの暴行、脅迫、暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）に関して、適切に対応し、被害を防止するための対策に講じる。

(その他運営についての事項)

第16条 サービス提供の開始に際し、病院または診療所に入院する必要がある場合には利用者又は家族から当事業所名及び担当介護支援専門員の氏名を伝えていただくよう説明を行う。

第17条 事業所は、指定居宅介護サービス提供に際し介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効にサービス提供を行う。

第18条 事業所は、認知症に係る研修の受講状況、取り組み状況等を介護サービス情報公表制度について公表する。

第19条 介護支援専門員等の質的向上のため、年間の研修計画に基づいて研修を行う。

第20条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項が生じた場合、関係行政の指導を受け、株式会社 ETERNITY と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 (居宅介護支援に対する料金規定)

利用料 ケアマネジャー1人当たりの取り扱い件数

【1～44件】

要介護1.2 12,000円

要介護3.4.5 15,591円

【45～59件】

要介護1.2 6,011円

要介護3.4.5 7,779円

【60件以上】

要介護1.2 3,602円

要介護3.4.5 4,663円

この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。